

## 湘南スポーツ道場会員規約兼同意書

湘南スポーツ道場（以下「スポーツ道場」という。）と、湘南スポーツ道場会員（以下「会員」という。）とは、スポーツ道場が行う運動指導等に関し、以下のとおり規約を確認し契約をすることとする。

### 第1条（目的）

本規約は、スポーツ道場が会員に対して行うサービスに関し、その基本的な事項について定めることを目的とする。

### 第2条（月会費の支払い）

会費はレッスン開始日の初日に現金での支払いとする。ただし、会員数増加に伴い、銀行振り込み制度となる等、スポーツ道場の都合により変化が生じた場合、会員は臨機応変に対応することとする。

### 第3条（肖像権に関して）

スポーツ活動中の写真等はスポーツ道場が行う広報活動の為に使用し、これ以外の目的には使用しない事に会員は同意をすることとする。

### 第4条（会費・レッスンスケジュールに関して）

社会情勢等により価格やスケジュールは変更となる場合もある。その場合はスポーツ道場から会員へと1ヵ月前から告知をすることとする。しかし、急なやむを得ない事情により変更となる場合はそれに該当しない。

### 第5条（スポーツ保険に関して）

アクロバット道場、学童において、弊社による手続きのもと、スポーツ保険に加入とする。アクロバット道場、学童以外(ダンス道場、忍者道場)のスポーツ保険は会員が個人で加入することとする。加入先は会員の自己責任で行うこととする。

### 第6条（契約の解除）

スポーツ道場又は会員は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何かしらの催告を要することなく、直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- ① 本契約又は個別契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内には正しないとき。
- ② 差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行の申立てを受けたとき。
- ③ 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- ④ 破産、民事再生、会社更生のいずれかの手続開始の申立てがあったとき。
- ⑤ 資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、本契約又の債務の履行が困難となるおそれがあると

客観的に認められるとき。

#### 第7条（契約内容）

契約内容・料金に関しては別途定めたものを参照とする。

#### 第8条（協議）

本契約若しくは個別契約に定めのない事項又は本契約若しくは個別契約の解釈に疑義が生じたときは、スポーツ道場及び会員が協議して解決する。

本契約は入会申請を行い、本サービスを受講することで発生し双方が合意したこととみなす。